

## 平成27年度NEDO事業者説明会における質疑応答について

当機構では、平成27年2月12日から2月27日までの間に、全国6会場にて平成27年度事業者説明会を開催しました。説明会での主な質疑応答を以下のようにまとめましたので、今後の事務処理等に役立てていただければ幸いです。

### ■ 制度的な見直し等

#### 出張時超過勤務時間の従事時間計上について

問. 出張時超過勤務は管理職にも適用できますか。

回答：超過時間就業に対して労務費が発生する研究員が対象となっています。残業手当がつかない管理職は対象にはなりません。

#### 自主点検リスト検印の廃止について

問. 自主点検リストに記名するのは、実筆である必要がありますか。

回答：記名としておりますので、実筆記載でも良いし、印字でも可能です。  
ただし、経理責任者が必ず確認をしてください。

#### 国立研究開発法人等に関する業務委託契約等の適用について

問. 国立研究開発法人が発足するとありますが、国立研究開発法人は、どこがなりますか。産総研などが対象でしょうか。

回答：産総研や国立がんセンターなどが国立研究開発法人になります。独立行政法人98法人のうち、26法人が国立研究開発法人になる予定です。

### ■ 周知事項等

#### NEDO法人名称の変更について

問. 3月31日付けの書類は、独立行政法人NEDO宛てにするのですか、それとも国立研究開発法人NEDO宛てとするのですか。

回答：提出日でご判断ください。3月31日までに提出する場合は、独立行政法人NEDO宛て、4月1日以降に提出する場合は国立研究開発法人NEDO宛てにしてください。

#### 事務処理マニュアルの一部改正について

問. 補助員が研究員と随行して出張する場合、補助員は出張時の労務時間は、見なし時間として契約をしているが、随行時の労務費計上は問題ないですか。

回答：研究員と同じ所定就業時間中の労務費は計上を認めます。ただし、研究員に随行するので、みなし時間ではなく研究員が補助員の従事時間を証明ができる範囲でのみ計上が可能です。

問. 補助員が出張先での超過勤務をした場合は、労務費を計上することができますか。

回答：契約で出張時超過勤務手当等の規定があり、その従事時間を上長が認める場合は、研究員随行出張時の超過勤務時間の計上は可能です。

## 約款改正について

問. 大学等へ共同研究する場合は、この契約書(新契約書)を適用することになりますか。

回答：新契約書を適用していただき、NEDO ホームページに載っている再委託契約書等と同等して作成し契約していただきます。

問. 専用実施権移転申請承認においてNEDOに通常実施権を許諾することですが、事業者に不利な条件でNEDOが第三者に提供することはないですか。

回答：今回の追加内容は、経産省の知的財産マネジメント記載内容で有り、かつ、産業技術強化法の趣旨から、原則、受託事業者の事業活動（国内実施等）の阻害となるような状況下で弊機構が第三者に提供することは想定しておりません。

## ■ 平成 26 年度末の事務処理について

問. 委託事業の年度末は検収ベースで計上とのことだが、海外取引で支払時為替レートを適用している場合、3 月検収 4 月支払の場合、4 月支払時まで金額が確定しないが、3 月検収時にはどの金額を計上すれば良いですか。

回答：事業者様が 3 月時点で適用する為替レートで計上してください。4 月支払時点で確定検査あるいは中間年度末検査の結果と差異が生じた場合は、適宜精算処理をお願いすることとなります。検査前に担当部にご相談ください。

以上